

給水装置工事施行指針

令和8年4月1日

那須町水道事業

【給水装置工事申込書の作成】

- 1 「給水装置」－ 法第3条第9項 条例第3条
需要者に水を供給するために、管理者が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 2 「給水装置の構成」－ 条例施行規程第4条
給水管、分水栓、止水栓、給水栓及び水道メーター等をもって構成する。
- 3 「給水装置の用途別」－ 条例第5条 条例施行規程第3条
 - (1) 家事用 本町に住所を有し、日常生活を営むために使用するもの
 - (2) 営業用 各種の営業又は事業の用に使用するもの
 - (3) 特別用 別荘及び工事等臨時的に使用するもの
- 4 「給水装置工事の種別」－ 条例第6条
「給水装置工事」とは給水装置の設置又は変更の工事（法第3条第11項）をいい、「工事」とは、調査、計画立案、施工、竣工検査までの一連の過程をいう。
 - (1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事
 - (2) 改造工事 配水管からの分岐箇所、分岐口径又はメーター口径、配水位置、給水栓の位置、数、管径又は管種を変更するなど給水装置の全部又は一部を取り替える工事、給水管の増径、管種変更、給水栓の増設をする工事
 - (3) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。（漏水修理に関しては条例施行規程の定めにより修繕工事に係る給水装置工事申込書の提出を省略することができる。）ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。
(軽微な変更－施行規則第13条)
単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配水管を伴わないものに限る。）とする。
 - (4) 撤去工事 給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

5 設置場所略図

- (1) 略図は北を上とし、設置場所周辺の道路や河川の名称、建物や住宅の名称、居住者名等適宜判りやすいように記入すること。
- (2) 設置場所については赤色で記入すること。

6 使用材料明細書 条例第11条 条例施行規程第10条

- (1) メーターまで 分水栓からメーター筐までの材料を記入
- (2) メーター先 メーター先から給水栓までの材料を記入

【図面の作成】

別紙1 参照

図面は給水装置計画の技術的表現であり、工事施行及び適切な維持管理のための基礎資料となるものであるから、詳細かつ明瞭に描かなければならない。

給水装置申込書への設計図添付 工事事業者規程第13条

給水装置工事竣工届への竣工図添付 工事事業者規程第14条

図面の作成は、下記の要領によるものとする。

(記入方法)

1 表示

- (1) 給水管等の管種の記号及び管類の表示
- (2) 水栓類、弁類の図示記号及び符号（平面図、立面図）
- (3) 受水槽その他の記号及び符号
- (4) 図面の種類及び建築者の氏名を記入すること。

2 文字、数字

- (1) 文字、数字は明確かつ丁寧に記入すること。
- (2) 漢字は楷書とし、文章等は左横書きとする。

3 縮尺

- (1) 平面図の縮尺は原則として1/100とする。
ただし、1/100の縮尺で表現ができない場合、縮尺を変更し平面全体図を作成し、主要建築物の配管についてのみ1/100の縮尺で作成すること。
- (2) 縮尺は図面ごとに記入すること。

4 単位

- (1) 給水管及び配水管口径の単位はmmとする。（単位は省略可）

- (2) 給水管及び配水管延長の単位はmとする。(単位は省略可)
なお、延長は小数点第1位まで(小数点第2位を四捨五入)表示すること。

(作 図)

1 方位

作図に当たっては必ず方位を記入し、北を上にするを原則とする。

2 平面図

平面図には、建築物の正確な間取り配置のもと、次の項目を正確に記入すること。

なお、次の(1)、(2)及び(4)については赤色で記入すること。

- (1) 給水栓等給水器具の表示及び取付位置、口径及び名称
- (2) 第1止水栓その他必要と認めるバルブ等について、3点の恒久物からの距離を測定(オフセット)
- (3) 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径
- (4) 布設する管の管種、口径、延長及び位置
- (5) 道路の種別(舗装種別、幅員、歩車道区分、公道(名称記入)及び私道の区分)
- (6) 公私有地、隣接敷地の境界線
- (7) 水路、河川、樹木等の表示やその他工事施工上必要とする事項(障害物等)について適宜判りやすいよう記入

3 詳細図

平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更(拡大図等)により図示すること。

4 立面図

立面図は、平面図をもとに45°の傾斜で、縮尺は原寸法に関係なく判別しやすいよう記入すること。

なお、次の(1)及び(3)については赤色で記入すること。

- (1) 給水栓等給水用具の表示、取付位置、口径及び名称
- (2) 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径
- (3) 布設する管の管種、口径及び延長

5 その他

受水槽式給水の場合は、直結給水部分(受水槽まで)と受水槽以下に分けること。

【給水装置の施工】

別紙2 参照

(給水管及び給水用具の指定)

給水条例第11条第1項及び第2項並びに給水条例施行規程第10条の規定により、配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質、工事方法及びその他の工事上の条件を指定することができる。

(給水管の分岐)

- 1 配水管からの分岐位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離すこと。また、仕切弁、異径管及び継手等付近での分岐はそれぞれの端面から30cm以上離すこと。
- 2 分岐管の口径は、原則として、配水管等の口径より小さい口径とすること。
- 3 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査をすること。
- 4 給水管の分岐は異径管及び継手から行わないこと。また、道路の横断部分は配水管に直角とすること。
- 5 配水管の末端には、原則として排泥弁を設置すること。
- 6 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管又はT字管を用いること。
 - (1) 分岐管の口径50mm以下については、原則としてサドル付分水栓（ボール式）を使用すること。
 - (2) 分岐管の口径75mm以上については、原則として不断水用割T字管を使用すること。
- 7 分岐について、特に次の点に注意すること。
 - (1) 分岐工事にあたっては必ず上下水道課職員の立会いのもと行うこと。
 - (2) 分岐にあたっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具を取り付ける。このときボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
 - (3) 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。
 - (4) 穿孔では、配水管等に施されている内面ライニング材や内面塗膜等の剥離に注意し、穿孔端面の防食のため必要に応じたコアを装着すること。

(給水管等の埋設)

- 1 給水管等に埋設の深さは、公道においては道路管理者の指示に従い、私道においては原則として公道に準じ、敷地内乙止水栓からメーター手前まで60cm以上、メーター先から建物回りは45cm以上とすること。
ただし、湯本地区その他の寒冷地域については、メーター先から建物回りの埋設の深さを60cm以上とすること。(条例施行規程第12条)
- 2 埋戻しは、15cm毎にランマー類をもって十分つき固めること。
また、このとき給水管等に直接コンクリート片や栗石等を埋戻してはならない。
- 3 舗装の切断は、専用カッターを用い矩形になるようにすること。
- 4 給水管等の道路部分の占用位置、埋戻し、舗装復旧等については、道路管理者の指示に従うこと。
- 5 掘削断面、埋戻し等は「土工及び道路復旧」の項によること。
- 6 水路、側溝の横断は、原則として下越しによるものとする。ただし、現場の状況によりやむを得ず上部横断をする場合は、必ず鞘管を使用し高水位以上に布設し、また適当な保温防護措置を講じなければならない。
- 7 分岐から乙止水栓までの給水装置工事は、原則として認めることはできません、必ず加入金を納め、メーターを設置し給水可能な状態にしなければならない。ただし、何らかの条件があり、水道事業管理者が認めた場合のみ設置することができる。
- 8 配水支管は、公道及びそれに準ずる場所に設置しなければならない。

(給水管等の明示)

- 1 道路部分に布設する口径75mm以上の給水管等には、明示テープ、明示シート等を埋設すること。
- 2 敷地部分に布設する給水管の位置について、維持管理上必要がある場合は、明示杭等を設置すること。

(止水栓及び仕切弁の設置)

- 1 配水管等から分岐して最初に設置する乙止水栓又は仕切弁の位置は、原則として道路と敷地の境界線より1.0m敷地側寄りとし、開閉に障害のない位置とすること。ただし、地形その他の理由により敷地部に設置することが適当でない場合は、管理者の指示によること。
- 2 乙止水栓から水道メーターまでの給水管延長が30mを超える場合、第2の乙止水栓をメーター上流側へ設置すること。
- 3 乙止水栓及び仕切弁の設置は次のとおりとする。

- (1) 分岐口径 13～25mmは、ボール式止水栓
 - (2) 分岐口径 30, 40mmは、青銅製仕切弁（ユニオン式）
 - (3) 分岐口径 50mm以上は、ソフトシール仕切弁
- 4 水道メーター上流側に丙止水栓を設置し、水道メーターとともにメーター筐内へ収納しなければならない。

丙止水栓を設置は次のとおりとする。

- (1) 口径 13～25mmは、ボール式水抜不凍栓とし逆止弁付とする。
- (2) 口径 30mm以上は、埋設用バルブとする。

(水道メーターの設置)

- 1 水道メーターの設置位置は、敷地内で、メーターの点検、検針及び取替え作業が容易な場所で、かつ汚水や雨水が流入したり、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置であること。

原則として、第1止水栓から1m以内とする。

- 2 水道メーターは水平に設置しなければならない。
- 3 水道メーター（丙止水栓含む）の両側には次の材料を使用すること。
 - (1) メーター口径 13～25mmについてはH I V P
 - (2) メーター口径 30mm以上についてはS G P - V B、S G P - V Dただし、S G P - V Bの場合は必ず防食テープを巻くこと。
- 4 エンゼルフォレスト(旧相鉄)分譲地内においては隔測メーターを設置すること。

別紙3 参照

(筐の設置)

- 1 止水栓及び仕切弁筐は、次の筐に収納し埋没や外部からの衝撃から防護すること。なお、道路上に設置した止水栓又は仕切弁には車等の外圧に十分耐える仕切弁筐を使用すること。
 - (1) 口径 13～25mmは、止水栓筐（伸縮型で鉄蓋とし、筐のまわりはコンクリートを巻くこと。）
 - (2) 口径 30mm以上は、仕切弁筐
- 2 水道メーターは、丙止水栓とともに次の筐に収納し、埋没や外部からの衝撃から防護すること。
 - (1) 口径 13～40mmは、鋳鉄製又はプラスチック樹脂製の筐（筐まわりは必要に応じコンクリートを巻くこと。）
 - (2) 口径 50mm以上は、現場打ちコンクリート、コンクリートブロック又は

鋳鉄製等で上部に鉄蓋を設置したもの。

3 筐は町章入りとする。

(撤去工事)

撤去工事は原則として分水栓止めとする。ただし、これにより難しい場合は管理者の指示によること。

【土工及び道路復旧】

(土工)

1 工事は関係法令を遵守し、事前の調査を十分行い、各工種に適した方法に従い、設備の不備や不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにすること。

2 工事は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮し、入念な調査のもと行うこと。

なお、次の地下埋設物については事前の調査を十分行い、必要に応じその埋設物管理者の立会いのもと施工すること。

(1) NTTケーブル

(2) 東京電力ケーブル

(3) 下水道管、その他の水管等

(道路復旧工事)

1 道路の復旧については次によること。

(1) 舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行うこと。

(2) 速やかに本復旧を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと。

(3) 非舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行うこと。

(掘削断面及び埋戻し)

1 掘削断面及び埋戻しは、別添土工定規により行うこと。なお、これにより難しい場合は、水道事業管理者、道路管理者の指示によること。

2 掘削断面及び影響幅については道路管理者の指示により変更する場合があ

- る。
- 3 舗装道路の本復旧については、影響幅を含め段差を生じないように施工すること。

【現場管理】

関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。

- 1 道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定、道路管理者、所轄警察署長等の施工に関する許可条件等を遵守すること。
- 2 施工によって発生した、建設発生土、廃棄物等は法令等の定めるところにより適正かつ速やかに処理すること。
- 3 工事中、不測の事故が発生した場合は、水道事業管理者、道路管理者、所轄警察署長に通報すること。
- 4 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその管理者に通報し、指示に従わなければならない。
- 5 掘削にあたっては、工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じ交通整理員等の保安要員を配置すること。
- 6 工事施行者は、道路の本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡視し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは直ちに修復しなければならない。